

行政・財政用語解説

企画財政部

行政・財公用語解説

◇指定管理者制度

公の施設の管理委託先は、地方公共団体が50%以上出資する法人、公共団体若しくは公共的団体に限定されていたが、平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理委託先について、公的主体に限定していた今までの管理委託制度にかわり新しく創設された制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、民間活力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とした制度となっており、NPO、町内会、株式会社等の民間主体が、議会の議決を得て指定管理者として指定されれば、公の施設の管理を行うことができる。

◇PFI (Private Finance Initiative :

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) 手法

公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する新しい手法。PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指す。(PFI法:平成11年7月制定～英国では、有料橋、鉄道、病院、学校などで成果を収めている。)

◇パブリックコメント制度

市民と行政のパートナーシップを推進するための取組の一つで、市の基本的な政策等の策定にあたり、その趣旨、目的、内容を公表し、これに対する市民からの意見、情報、専門的知識の提供を受け、提供された意見の概要と市の考え方を公表する一連の手段。

◇分権型社会

既存の「国と地方の役割」「住民と自治体との役割分担」「サービスと負担の関係」が大きく変革された社会で、自治体の自己決定権が拡充し、同時に自己責任も拡大する社会であるとともに、住民もまちづくりへ主体的に参加する社会。

◇NPO

非営利活動を行なう非政府、民間の組織で、通常、民間非営利組織と呼ばれている。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、更なる活動の費用に充てる。このNPOは、自治組織やボランティア団体とともに、地域における新たなサービスの担い手と考えられる。